

議案第108号及び第109号関連資料

特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

1 改正理由

本年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、特別職及び一般職の期末手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、このたびの人事院勧告では、月例給の改定はございません。

2 改正内容

(1) 期末手当の支給月数の改定（2020年12月支給分から適用）

① 市長をはじめとする特別職及び一般職の年間支給月数を△0.05月引き下げます。

(月数)

		2020年度			2021年度以降		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
特別職	6月	2.225	2.225	0	2.225	2.200	△0.025
	12月	2.225	2.175	△0.050	2.225	2.200	△0.025
	計	4.450	4.400	△0.050	4.450	4.400	△0.050
一般職	6月	2.250	2.250	0	2.250	2.225	△0.025
	12月	2.250	2.200	△0.050	2.250	2.225	△0.025
	計	4.500	4.450	△0.050	4.500	4.450	△0.050

※ 一般職については、期末勤勉手当の支給月数を記載

② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取り扱いとなります。

(2) 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定（2021年4月実施）

本市一般職の給与改定に準じて、期末手当の支給月数の引き下げを行います。

(3) 改定による影響額（全会計ベース）

2020年度：約△4,600万円、2021年度：約△5,300万円

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例（議案第108号）
- (2) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例（議案第108号）
- (3) 明石市特別職の職員の給与に関する条例（議案第109号）
- (4) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例（議案第109号）

4 施行予定期日

2020年12月期の期末手当に係る改正規定は2020年12月1日から、2021年度以降の期末手当に係る改正規定については、2021年4月1日から適用します。